

浄化槽排水の水質調査結果（研究管理棟）

[illegible]

注1) 当センター設置浄化槽の水質は、環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2の適用を受けません。

注2) 当センター設置浄化槽の保守点検頻度は、環境省関係浄化槽法施行規則第6条2項の規定により、2週間に一度としています。

注3) 水質の測定項目については、北るもい漁協と締結した確認書をもとに定めています。